

○環境省告示第四十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| | |
|-------------|-------------|
| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------|-------------|

別表

| 項 目 | 環境上の条件 | 測 定 方 法 |
|-----------|------------------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 全 シ ア ン | 検液中に検出されないこと。 | 規格 38 に定める方法（ <u>規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。</u> ）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法 |
| (略) | (略) | (略) |
| 六 価 ク ロ ム | 検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。 | <u>規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）</u> に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。） |
| (略) | (略) | (略) |
| 総 水 銀 | 検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法 |

別表

| 項 目 | 環境上の条件 | 測 定 方 法 |
|-----------|------------------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 全 シ ア ン | 検液中に検出されないこと。 | 規格 38 に定める方法（ <u>規格 38.1.1 に定める方法を除く。</u> ） |
| (略) | (略) | (略) |
| 六 価 ク ロ ム | 検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。 | <u>規格 65.2</u> に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。） |
| (略) | (略) | (略) |
| 総 水 銀 | 検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法 |

| | | |
|---------|-----------------------------|---|
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法 |
| (略) | (略) | (略) |
| チウラム | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法 |
| シマジン | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| (略) | (略) | (略) |
| ふっ素 | 検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。 | 規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が |

| | | |
|---------|-----------------------------|--|
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法 |
| (略) | (略) | (略) |
| チウラム | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法 |
| シマジン | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法 |
| (略) | (略) | (略) |
| ふっ素 | 検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。 | 規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオ |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p><u>多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u>に定める方法又は規格 34.1.1c) (注²)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号付表 7 に掲げる方法</p> | | <p>ンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号付表 6 に掲げる方法</p> |
|--|--|--|---|

| | | | | | |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 1,4-ジオキサ ン | 検液 1 L につき 0.05mg 以下で あること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法 | 1,4-ジオキサ ン | 検液 1 L につき 0.05mg 以下で あること。 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法 |